だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく きほんてき かんが かた あん がいようばん 第6期北海道障がい福祉計画【基本的な考え方】(案) 概要版

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

にようがいしゃそうごうしえんほうなよ 障害者総合支援法及び児童福祉法並びに北海道障がい者条例に基づき、障害福祉サービス等の提供ないますがいるないでは、第3りつでは、では、またがいないでは、その他この法律に基づく業務の円滑ない。かいというが、または、またが、またが、またに関する計画を定め、「希望するすべての、では、おかないして地域で暮らせる社会づくり」を目指す。

(2) 計画期間及び内容

2 計画の位置付け

障害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」の実施計画として位置づける。

3 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

世まっかいしゃきほんはっ まま できまる 本法 に 基 づきまった。 まっかいどうしょう 設置している「北海道障がいしゃしょくすいしんきょうぎかい 者施策推進協議会」においてきょうぎ 協議。

(2)市町村との連携

(3)道民等の意見反映

がはいだんたいとう 関係団体等を通った たアンケート調査 たアンケート調査 行うとともに、パブ リックコメントを 実施。

4 計画策定のポイント

^{€んねん} がっしめ 本年5月に示された、国の基本的な指針に即して策定

5 計画推進のための基本的な事項

(1) 目指す方向

希望するすべての障がい者が愛心して地域で暮らせる社会づくりを目指し、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進する。

(2) 計画推進のための基本的な考え方

① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても窓がして地域で暮らすことができる社会づくりを自指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、
ないというとう
ないますが、
ないまが、
ないますが、
ないまが、
ないまがればればればればればればればればればればればればればれ

② 権利擁護の推進

まっかいどうしょう しゃじょうれい しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほうおよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう まい 北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、ぎゃくたい さべつとう かいしょう と く いっそう けんりょうご すいしん 虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進する。

③ 地域生活支援体制の充実

たいしょかのうかだがた ちいきせいかったいしょかのうかだがた ちいきせいかったいしょうしょう にあく 所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への 移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や、在宅で生活する 障がいのある人が高齢等になった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を に進する。

④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

⑤ サービス提供基盤の整備

圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な *はなせいび おこな たいきがかくき しゅくしょう つと 基盤整備を行い、地域間格差の縮 小に努めるとともに、より身近な地域で障がいの ある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策 と連携した共生型事業等の取組を推進する。

⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会へのきんか、ほうようでは、まいたしまり、地域社会へのきんか、ほうようでは、といれば、このでは、かぞく参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図る。

② 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援

発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急 時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図る。

8精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

③ 就労支援施策の充実・強化

でがいがあっても、いきいきと働くことができるよう、で業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進め、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃がにゅん こうじょう む とりくみ すいしん 水準の向上に向けた取組を推進する。

1 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

① 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の あんぜんかくほ すいしん 安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進する。

6 計画の推進管理

世いかもくひょう たっせいじょうきょう しちょうそんけいかく しんちょくじょうきょう ていきてき はあく 成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行う。

7 策定スケジュール

- 9月 ・関係団体等通じてアンケート調査 (当事者の意見 聴 取)
- 10月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 11月 ・計画 (素案) ~議会報告
- 12月・素案に対するパブリックコメント
 - 1月・北海道障がい者施策推進審議会
 - 2月・計画(案)~議会報告
 - 3月 ・計画策定